

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針

介護老人保健施設 あやめの里

(総則)

1. 施設内の感染症及び食中毒の発生や感染拡大を防止するため、利用者の生活全般の援助を行う職員の衛生管理の意識向上と感染予防の啓発と迅速な対応に努める。
利用者の安全確保をすべての判断基準の起点とし、発生時には二次感染の拡がりを最小限に抑えるよう、速やかな情報収集と的確な指示の周知徹底を目的として本指針を制定する。

(委員会の設置)

2. 当施設の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する「感染対策・予防委員会」を設置する。
 - (1) 感染対策・予防委員会の構成
 - (ア) 施設長（施設全体の管理責任者）
 - (イ) 事務長（事務及び関係機関との連携、会計関連）
 - (ウ) 医師（医療面、治療面、専門的知識の提供）
 - (エ) 介護支援専門員（計画立案）
 - (オ) 看護職員（医療、看護面、専門的知識の提供と生活場面の展開）※可能な限り複数
 - (カ) 介護職員（介護場面における専門的知識の提供）※各フロアから1名以上
 - (キ) 栄養士（栄養管理、抵抗力や基礎体力維持と向上）
 - (ク) 支援相談員（入所者からの相談対応、援助、生活支援全般の専門的知識の提供）
 - (ケ) その他施設長が必要と認める者（施設外の専門家など）

(施設内の平常時の衛生管理)

3. 施設内の衛生管理について以下の通り定める。
 - (1) 環境整備
 - (ア) 整理整頓を心がけ、こまめに清掃を行うこと。
 - (イ) 衛生材料、手指消毒液、衛生消耗品の在庫管理
 - (ウ) 清掃については、床の消毒は必ずしも必要としないが、1日1回湿式清掃し、乾燥させること。
 - (エ) 使用した雑巾やモップは、こまめに洗浄、乾燥すること。
 - (オ) 床の目視しうる血液、分泌物、排泄物の付着がある場合は手袋を着用し、0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清掃、乾燥させること
 - (カ) トイレなど、入所者など複数者が触れた設備（ドアノブ、取っ手などは消毒用ペーパーで清掃、消毒を行うこと
 - (キ) 浴槽のお湯の交換、浴槽の清掃・消毒などはこまめに行うこと。

- (2) 職員の衛生管理教育の実施
 - (ア) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための勉強会の実施（年2回）
 - (イ) 感染対策委員による施設内環境ラウンドの実施と指導
 - (ウ) 5つのタイミングポスター及び感染予防ポスターの掲示
 - (エ) スタンダードプリコーションの徹底
 - (オ) 外部研修

- (3) 職員の健康管理
 - (ア) 定期的健康診断
 - (イ) ワクチン接種
 - (ウ) 健康に関する情報の発信

(感染発症時)

4. 感染発症時の対応

- (1) 感染症の発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合は以下の手順の従って報告すること。

 - (ア) 職員及び利用者の感染症及び食中毒を疑ったときは、速やかに施設管理者に報告、別に定める感染発生報告書の提出を行う。
 - (イ) 施設長は(1)について職員から報告を受けた場合、施設内の職員に必要な指示を行うとともに行政への報告に該当する状況が生じた場合は受診状況と診断名、検査、治療の内容等について別の定める様式によって地域保健所に報告するとともに関係機関と連携を図ること。
- (2) 感染拡大の防止

職員は感染症もしくは食中毒が発症したとき、またはそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応すること。

 - (ア) 看護師は必要に応じて医師に連絡を取り医療上の指示を仰ぐ
 - (イ) 隔離の必要性の確認をする
 - (ウ) 汚染物の処理は決められた手順で確実にを行う
 - (エ) 清掃業社への感染対応の連絡、対応を早急に連絡する
 - (オ) 隔離の際は管理栄養士と厨房に連絡、食器や残飯の取り扱いの対応を行う
 - (カ) 法人関連施設への報告、対応の周知

(3) 医療体制

感染発症時の施設の医療体制について次の通り定める。

(ア) 医師の役割

感染拡大防止のための指示や状況報告、同時に感染者の重篤化を防ぐために必要な医療処置を行う。

(イ) 看護職員の役割

医師の指示に従い、症状に応じたケアを実施するとともに介護職員等に対しケアや消毒液等の衛生管理について指示を行う。また病原体や感染源で汚染された機械や器具、設備等の消毒は適切かつ迅速に行い、汚染拡散を防止する。

(ウ) 介護職員の役割

手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、必要に応じて医師・看護の指示に基づき感染者の対応にあたること。

(関係機関へ報告)

各種法令に従い、以下のような場合に施設長が市町村等の高齢者施設主管部局や保健所に報告し、対応の指示を求める。

(1) 報告が必要な場合

(ア) 同一の感染症や食中毒による、またはそれらが疑われる死亡者や重篤患者が 1 週間以内に 2 名以上発症した場合

(イ) 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発症した場合

(ウ) 上記以外の場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症などの発生が疑われ特に施設長が報告を必要と認めた場合

(2) 報告する内容

(ア) 感染症または食中毒が疑われる入所者の人数

(イ) 感染症または食中毒が疑われる症状

(ウ) 上記の入所者への対応や施設における対応状況

5. 面会者・入所者への対応

感染の恐れがある場合など感染症のまん延防止の観点から面会、受け入れの制限または中止の必要性を施設長が判断。施設長の指示に従い、事態の早急な終息を図る。

(附則)

この指針は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。